

令和8年度 高知市立高等学校臨時教員募集要項

令和7年11月17日
高知市教育委員会

令和8年度において高知商業高等学校に配置する臨時教員を次のとおり募集します。

1 募集する職種及び教科等

- (1) 臨時教員 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術（書道・音楽・美術）、英語、家庭、商業及び養護
- (2) 実習助手 主として商業に関する実習に必要な準備及び整理等の業務を行う。

2 応募できる人

- (1) 臨時教員においては、希望する教科・科目に対応する高等学校教員の普通免許状を所有する人（令和8年3月31日までに取得することが確実な人を含む。）又は臨時免許状を現に所有している人
- (2) 実習助手においては、学校教育法に定める高等学校以上の学校を卒業した人（令和8年3月31日までに高等学校卒業見込みの人を含む。）又は教育委員会がこれと同等の資格を有すると認めた人
- (3) 臨時教員としての職務の遂行において介護者を必要としない人
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項に該当しない人
- (5) 特定性犯罪の前科がない人

業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、応募条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めております。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、学校教育課ホームページの「令和8年度高知商業高等学校の臨時教員募集」のページに掲載しておりますのでご参照ください。

※ 応募時に所要免許状の有効期間の満了の日を経過している人又は旧免許状が期限切れ失効している人は、臨時教員として採用することができませんので、速やかに再授与申請手続きを行ってください。

3 応募の手続

次の(1)から(4)までの書類を提出してください。

(1) 志願書・申告書（第1号様式）

- ① 志願書について
ア 「勤務形態」の欄の記入については、あてはまるものにチェックを付けてください。
イ 「健康診断書の提出」の欄の記入については、どちらかにチェックを付けてください。
ウ すでに卒業・成績証明書を提出している場合は、「卒業・成績証明書の提出年度」欄に、教育職員免許状授与証明書を提出している場合は「教育職員免許状授与証明書の提出年度」欄に、それぞれ提出した年度を記入してください。

- ② 申告書について
ア 「学歴」欄については、科目等履修生又は聴講生の履歴は記入する必要はありません。
イ 有効な臨時免許状（高知県教育委員会が授与したものに限る。）を所有している人は、「免許状」欄内の「臨免」欄に必要事項を記入とともに臨時免許状の写しを提出してください。
ウ 障害者手帳を所有している方は、「障害者手帳等」欄に、また障害があり着任に際し

て配慮を必要とする方は「障害があることにより、着任に際して配慮を必要とする事項等」欄に、それぞれ必要事項を記入してください。

エ 「職歴」欄の記入にあたっては、申告書の下にある注1から5をご確認ください。

オ 過去に刑事罰のみでなく、懲戒処分等を受けている場合や、禁錮以上の刑の執行を終えた場合も、刑が消滅するまで（10年間）は欠格期間に該当するため「賞罰」欄へ正確に記入してください。

(2) 最終学校の「卒業（修了）証明書」の原本及び「成績証明書」の原本

大学等に在学中の人には、卒業（修了）見込証明書を提出し、卒業後速やかに（令和8年3月末まで）卒業（修了）証明書の原本及び成績証明書の原本を提出するようにしてください。

※ 過去10年以内（平成28年から令和7年度内）に提出している場合は、再度提出する必要はありません。

※ 高知市教育委員会に正規の教員として採用され勤務した後、退職された方については、提出する必要はありません。

(3) 「教育職員免許状授与証明書」の原本

文部科学省から免許状の適切な執行管理が求められており、より厳正な執行管理を行うため、全応募者に提出を求めるものです。

大学等に在学中で教育職員免許状取得見込みで志願する人は、教育職員免許状取得見込証明書を提出し、免許取得後、教育職員免許状授与証明書の原本を速やかに（令和8年3月末まで）提出してください。複数の免許を所有している場合は、希望する教科の教育職員免許状授与証明書のみの提出で結構です。

※ 過去に提出していて、直近の修了確認期限又は有効期間の満了の日が令和4年7月1以降の場合は、提出する必要はありません。

※ 高知市教育委員会の正規の教員として採用され勤務した後、退職された方については、提出する必要はありません。ただし、所有する免許状の確認のため、必要と認める場合は提出を求めることがあります。

なお、上記(2)・(3)ともに、免許取得後又は卒業後等に改姓された場合は、そのことを証明できる書類（戸籍抄本等）も併せて提出してください。

(4) 健康診断書（第2号様式）

健康診断書は、令和8年2月2日（月）以降に受診したものを持出してください。採用連絡後に健康診断書を提出する場合は、連絡後、速やかに提出してください。

4 応募書類の提出

(1) 受付期間

令和8年4月初旬の採用を希望する場合は、令和7年11月17日（月）から令和8年1月30日（金）までの期間内に提出してください。

なお、年度途中の採用については、令和8年2月2日（月）以降も応募を受け付けます。

(2) 提出先

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1-43
高知市教育委員会学校教育課 高等学校担当（☎ 088-823-9479）

(3) 提出方法

郵送の場合は、封筒の表左下に「臨時教員志願書在中」と朱書し、(2)の提出先へ送付してください。

持参する場合は、高知市役所たかじょう庁舎4階、高知市教育委員会学校教育課へ提出してください。なお、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、8時30分から17時15分までです。

5 有効期間

必要な書類を全て提出している方について応募書類を審査のうえ、令和8年度高知市立高等学校臨時教員志願者として登録します。（必要書類が整わない場合は任用できません。）

登録の有効期間は、応募書類を受理した日から令和9年3月31日までです。

6 採用方法

臨時教員を必要とする場合は、令和8年度高知市立高等学校臨時教員志願者として登録している人の中から個々に面接等による審査を行い、地方公務員法第22条の2及び第22条の3等による常勤又は非常勤の講師として採用します。なお、全日制の課程に限らず、定時制の課程の臨時教員としての任用を打診する場合があります。

年度当初の採用に関する連絡については、令和8年1月上旬から令和8年3月中旬に、志願書に記載された連絡先に行います。

7 臨時教員の待遇

高知県が採用する講師の給与に準じて支給します。

(1) 常勤講師（期限付講師）

- ① 給料月額 241,900円（大学新卒者の場合）
- ② 退職金の制度あり（6か月以上継続勤務した場合）
- ③ 年次有給休暇の制度あり
- ④ 通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当の制度あり

(2) 常勤講師（期限付実習助手）

- ① 給料月額 199,900円（高等学校新卒者の場合）
- ② 退職金の制度あり（6か月以上継続勤務した場合）
- ③ 年次有給休暇の制度あり
- ④ 通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当の制度あり

(3) 非常勤講師（時間講師）（令和7年度実績）

- ① 時給 3,210円（経験年数5年未満）又は
3,670円（経験年数5年以上）、その他交通費相当額
- ② 年次有給休暇の制度あり（1か月以上発令された場合）

※ 給与条例の改正があった場合は、その規定による支給となります。職歴について、前歴等がある場合は、その職歴に応じて考慮します。

8 備考

地方公務員法第22条の3第5項の規定により、臨時教員として任用（採用）されても、正式任用に際していかなる優先権も与えられません。

9 その他

年度当初に採用の連絡がない場合であっても、正規教員の病気休暇等により、年度途中に補充が必要となった場合については、その都度連絡します。

志願書等を提出した後、志願の取り消しや記載事項に変更がある場合は、速やかに高知市教育委員会学校教育課 高等学校企画政策室担当（TEL：088-823-9479）に連絡してください。

※ 連絡事項

免許更新制（平成21年4月1日から令和4年6月30日まで施行）が発展的に解消（廃止）されました。教員免許状の有効性に関する情報は、高知県教育委員会事務局のホームページに掲載されております。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022042700203/>